

# 利用者に求めることのできる 金銭について（主に共同生活援助）

仙台市障害福祉サービス指導課

仙台市障害福祉サービス指導課です。

私の方からは、主に共同生活援助（グループホーム）に係る利用者に求めることのできる金銭について、説明いたします。

# 目 次

---

1. 事業者が受け取る金銭の区分について
2. 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用について
3. 共同生活住居の家賃について
4. その他の日常生活費について
5. 指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用について
6. 参考資料について

2

本講義では、こちらの 6 つの項目に沿って、説明します。

## 1. 事業者が受け取る金銭の区分について

---

3

初めに、1. 事業者が受け取る金銭の区分について説明します。

## 事業者が受け取る金銭

	(1)	(2)	(3)
金銭の区分	指定サービスの提供に要する費用	指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用	指定サービス提供の一環として <u>行われるものではない</u> サービスの提供に要する費用
費目	給付費など	サービスごとに指定基準で明確に規定されている費目	直接利用者の便宜を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるもの

4

事業者が受け取る金銭は、大きく分けて3つあります。

1つ目、(1) 指定サービスの提供に要する費用。こちらは、仙台市から代理で受け取る給付費や、利用者から直接支払いを受ける利用者負担額分となります。

2つ目、(2) 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用。こちらについては、法律上、給付費の対象からは除かれている費用であり、「給付費の対象となっているサービスと明確に区分されるサービスに要する費用」として扱われます。具体的には、食材料費や家賃などが該当します。

詳しい内容は後ほど説明します。

3つ目、(3) 指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用。直接利用者の便宜を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものとされています。例えば、利用者のぜいたく品や嗜好品の購入にかかる費用などが該当します。

本講義では、赤枠で囲んだ右側 2 つの金銭について詳しく説明します。

## 2.指定サービスにおいて提供される 便宜に要する費用について

---

5

2.指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用について 説明します。

## 共同生活援助において提供される便宜に要する費用

費　目	額
食材料費	食材料費に相当する額 ※1
家賃	☞ <a href="#">詳細は次ページ以降参照</a>
光熱水費	光熱水費に相当する額
日用品費	実費
その他の日常生活費	☞ <a href="#">スライド15ページ以降参照</a>

※1 共同生活援助の場合、調理等に係る費用（＝人件費）は、給付費に含まれていることから、他のサービスと異なり、「食事の提供に要する費用」ではなく「食材料費」に限定されている。

6

あらためてとなりますが、共同生活援助において提供される便宜に要する費用については、次のものが該当します。

具体的な費目としては「食材料費」、「家賃」、「光熱水費」、「日用品費」、「その他の日常生活費」があります。

食材料費についてですが、共同生活援助の場合、調理等に係る費用つまり人件費についてはすでに給付費に含まれているため、他のサービスと異なり、「食事の提供に要する費用」ではなく「食材料費」に限定されています。

また、日用品費については、共同生活において必要となる共用の日用品の購入代金を根拠として金額を設定してください。定期的に清算し、余剰金が生じた場合は、他の費目に充当するのではなく、利用者に返金してください。

また、共同生活援助における便宜に要する費用とは、すなわち実費相当額の意味であるため、その積算根拠を明確にし、適切な額を定める必要があります。

家賃、その他の日常生活費については、次のページ以降で詳しく説明します。

### 3. 共同生活住居の家賃について

---

#### 3.共同生活住居の家賃について

これからは、グループホームでの家賃の基本的な考え方や取扱いについて説明します。

## 自己所有の建物の場合

### 《基本的な考え方》

- 建物の取得費用（土地代除く。）を根拠として、  
「建物の建設費用（土地代除く。）÷回収期間÷定員」により算出
- 同条件の賃貸物件の近隣相場と乖離していない金額を設定
- 回収期間は、事業の収支計画に支障がない範囲内で長く設定し、平準化を図る

8

まず、グループホームの建物が法人または事業所の自己所有の建物の場合の家賃の基本的な考え方についてです。

土地代を除いた建物の取得費用を根拠として、基本的に利用者1人あたりの金額は「建物の建設費用（土地代除く。）÷回収期間÷定員」により算出します。

かつ、同条件の賃貸物件の近隣相場と乖離していない金額を設定してください。

なお、回収期間は、事業の収支計画に支障がない範囲内で長く設定し、平準化を図ってください。

## 建物を賃貸借契約している場合

### 《基本的な考え方》

- 利用者が負担する家賃の合計が、事業者と建物所有者間の賃貸借契約金額を超えないこと。
- 事務室など建物内に事業所の職員のみが使用する区画がある場合は、その分の家賃は事業者負担とする。

9

続いて、グループホームの建物を賃貸借契約している場合の家賃の考え方についてです。

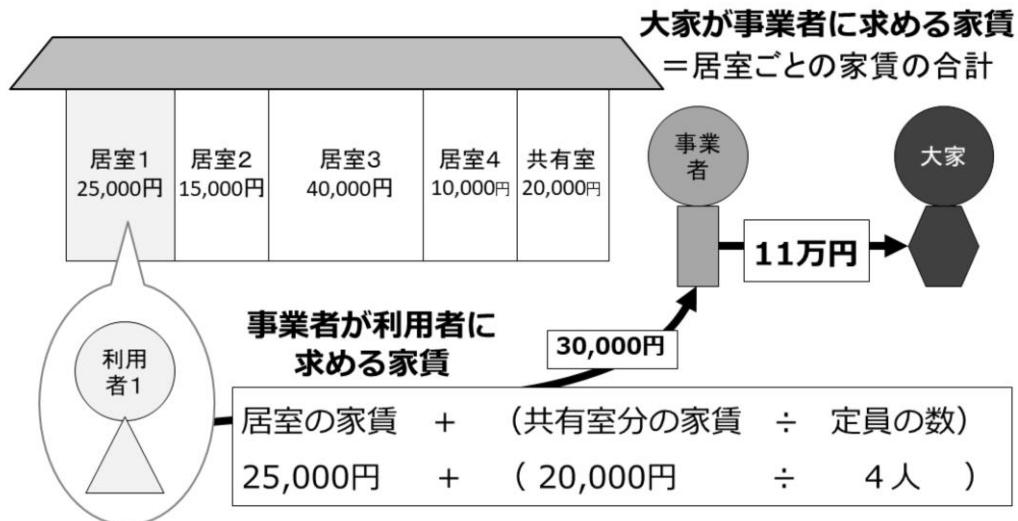
利用者が負担する家賃の合計が、事業者と建物所有者間の賃貸借契約の金額を超えることがないようにしてください。

また、事務室や仮眠室など事業所の職員のみが使用する区画がある場合は、その区画分の家賃は事業者負担としてください。

戸建ての物件の場合、建物所有者より借り受けている家賃を各部屋の面積に応じて按分して算出し、かつ、同条件の賃貸物件の近隣相場と乖離していない金額を設定してください。

特に居室ごとに広さが大きく異なる場合、不公平にならないように金額設定を行ってください。

## 例えば、GHの定員を4人とした場合…



10

次に、アパート型の賃貸物件をグループホームとして使用した場合の家賃算定について説明します。

例えば、グループホームの定員を4人とし、大家が通常賃貸する場合の家賃が部屋ごとに異なる、という場合の例です。

この場合、事業者が利用者1に求めることのできる家賃の額は、「居室の家賃+共有室分の家賃を定員の数で割った金額」が原則となります。

この例では、事業者が大家に支払う「居室1」の家賃が25,000円、共有室の家賃が20,000円ですので、25,000円と共有室分の家賃20,000円÷4人で割った数を足して、30,000円となります。

ここで注意していただきたい点は、共有室分の家賃を定員ではなく、入居している利用者の人数で割って算出している場合です。こうしてしまうと、満室の場合と空き室がある場合で、利用者が負担する金額が変わってしまいます。

空き室分の家賃と共有室分の1人あたりの負担額は、事業者が負担しなければなりません。

## 家賃と区別される修繕費

一般的に、経年劣化にかかる修繕費は貸主の負担となる。借りた人の過失により破損した部分の修繕にかかる費用は借りた人が負担する。これがいわゆる「**善管注意義務違反による修繕**」

利用者の善管注意義務違反による破損等を修繕する必要がある場合は、家賃と区別して利用者に支払いを求めることができます。

11

次に、家賃と区別される修繕費の考え方についての説明となります。

一般的な建物賃貸借契約では、経年劣化にかかる修繕費に必要となる費用を建物所有者が負担することが多いです。そのために、大家が設定している家賃には、経年劣化にかかる修繕に必要となる費用も含まれているのが一般的です。

一方で、借りた人の過失により破損した部分などの修繕にかかる費用は、借りた人が負担します。これが、いわゆる「**善管注意義務違反による修繕**」です。利用者に対し、家賃と区別して、実費の支払いを求めることができます。

## 《**ポイント**》

- **利用者本人が原因**で破損した場合の修繕に係る費用であること
- 修繕費の「**実費**」であること
- **家賃とは区別**して扱うこと

## 《**支払いを求める方法**》

- 必要な場合にその都度実費の支払いを求める
- 利用者から一括又は毎月少しづつ受け取って積み立てておく  
(積立金の上限額は最高で家賃の1か月程度を目安とする)

12

ここで、善管注意義務違反による修繕にかかる費用の支払いを求める際の**ポイント**を整理します。

1つ目、利用者本人が原因で破損した場合の修繕に係る費用であること

2つ目、修繕費の実費であること

3つ目、家賃とは区別して扱うこと の3つです。

利用者から支払いを求める方法としては、必要な場合にその都度実費の支払いを求める方法と、一括又は毎月の積立による方法があります。

積立による場合には、利用者ごとに積立金を管理します。この場合、積立金の上限額は最高で家賃の1か月程度を目安として設定してください。

また、個人からの「預かり金」となるので、積立金から修繕費の実費を支払い、余剰金が生じた場合は利用者へ返還する必要があります。

また、積立金の使途及び余剰金が生じた場合の返金について、運営規程及び利用契約書に定める必要があります。

## 家賃に上乗せして支払いを求めることができる例

大家と事業者間の契約において、経年劣化にかかる修繕を借主の負担とする条件で、賃料を安く設定している場合は、本来含むはずの修繕費相当額を上乗せして家賃を設定することが可能

### 《ポイント》

- 経年劣化に係る修繕費であること
- 適正に算定にされた「見込み額」であること
- 「本人が入居する部屋の分」と「共有室の本人負担分」のみ

13

次に、例外的に家賃に上乗せして支払いを求める能够な修繕費について説明します。

通常、経年劣化にかかる修繕に必要となる費用は、建物所有者が負担することが多いですが、例外的に大家と事業者間の契約において、経年劣化にかかる修繕に必要となる費用を借主の負担とする条件で、賃料を安く設定している場合は、本来含むはずの修繕費相当額を上乗せして家賃を設定し、利用者に支払いを求めることが可能。

この場合、当該建物に対してのみ上乗せが可能となります。

見込み額の算定に当たっては、将来見込まれる修繕の内容、時期及び費用をあらかじめ想定し計画を立てる必要があります。

家賃に修繕費の見込み額を上乗せする必要がある場合は、金額設定前に障害福祉サービス指導課に協議してください。

## 4. その他の日常生活費について

---



14

次に、4.その他の日常生活費について説明します。

## その他の日常生活費とは

日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

### **利用者の希望を確認したうえで**

以下を事業者が提供する場合の費用

身の回り品として  
日常生活に必要なものなど

(一般的に日常生活に最低限  
必要と考えられる物品など)

歯ブラシ

例

化粧品

教養娯楽等として  
日常生活に必要なもの

行事における  
材料費

例

行事における  
入浴費

具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発1206002号）」を参照

15

「他の日常生活費」とは、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるものをいいます。

具体例として、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品など、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品で、利用者の希望によって事業者が提供する場合と

事業者が障害福祉サービス等の提供の一環として実施する、クラブ活動や行事における材料費、入場料など、利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用があります。

**すべての利用者に一律に提供、すべての利用者から費用を画一的に徴収する性質のものは「その他の日常生活費」として支払いを求めることができません。**

例

- 共有室にあるテレビの使用料
  - 共有室にあるカラオケ設備の使用料
  - グループホーム内で共有しているWi-Fi等の使用料
- すべての利用者に一律に提供されているため×
- すべての利用者から費用を画一的に徴収することはできません  
利用を希望している方に対して支払いを求めるることは可

16

「その他の日常生活費」として、利用者から金銭の受領を受ける注意点を説明します。

「その他の日常生活費はあくまで利用者の希望によって提供する場合に係る費用であるため、すべての利用者に一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収する性質のものは、「その他の日常生活費」として支払いを求めることはできません。

なお、共有の談話室等にあるテレビは希望者のみに提供できるものではなく、すべての利用者に一律に提供されているため、「その他の日常生活費」として支払いを求めることができません。

また、よくある問合せの一例として、グループホームで1台のWi-Fiルーターを設置し共有して使用する場合、Wi-Fiの利用を希望している方に対しては利用料の支払いを求めることができますが、ルーターを設置していることだけをもってすべての利用者から費用を画一的に徴収することはできません。

また、訓練等給付費の対象となっているサービスと明確に区別されない曖昧な名目による費用の受領は認められないため、費用の内訳を明示する必要があります。

ここでの曖昧な名目の例として、「お世話料」、「管理協力費」、「共益費」などがありますのでご注意ください。

## 5. 指定サービス提供の一環として 行われるものではない サービスの提供に要する費用について

17

続いて、5. 指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用について 説明します。

## 指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用とは

基準省令の規定

支払いを求める金銭の使途が、直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払いを求めることが適当であるもの

【例】

- 日常生活において通常必要となるものでない贅沢品の購入にかかる費用
- 日常生活において通常必要となるものでない嗜好品の購入にかかる費用

どのような費用が該当するかについて判断に迷う場合はそのつど具体的な用途を示してご相談ください。

18

指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用とは

支払いを求める金銭の使途が、直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払いを求めることが適当であるものと基準省令により規定されています。

例えば、日常生活において通常必要となるものでない贅沢品や、嗜好品の購入にかかる費用などが該当すると考えられます。

実際にどのような費用が該当するのかについての判断は、一律に示すことが難しいので、その都度、具体的な内容を示して障害福祉サービス指導課までご相談ください。

## 留意事項について①

### «共通事項»

「その他の日常生活費」 + 「指定サービス提供の一環として行われるもの  
ではないサービスの提供に要する費用」

- 費用の支払いを受けた場合は、**領収証を交付**しなければならない。
- あらかじめ、利用者に対し、
  - ① **サービスの内容及び費用の説明**をしなければならない。
  - ② 利用者の**同意**を得なければなりません。

19

最後に、利用者からこのような費用を徴収する際の留意事項について説明します。

まず、「その他の日常生活費」、「指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用」の共通事項として  
利用者から支払いを受けた場合は、当該費用にかかる**領収証を、当該費用の額を支払った利用者に対し、交付**しなければなりません。

また、これらの費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、**当該サービスの内容及び費用について説明**を行い、**利用者の同意**を得なければなりません。

これらの要件を満たす場合にのみ、金銭の支払いを利用者に求めて差し支えないとされています。

## 留意事項について②

«その他の日常生活費»

- 費用の内訳を明らかにすること。
- 実費相当額の範囲で行うこと。
- 対象となる便宜と額を
  - ① 運営規程に定めること。
  - ② 事業所の見やすい場所に掲示すること。

20

また「その他の日常生活費」を徴収する場合の留意事項として、  
費用の内訳を明らかにすること。  
実費相当額の範囲で行うこと。  
対象となる便宜と金額を運営規程に定めて、事業所の見やすい場所に掲示す  
ることが挙げられます。

運営規程に額を定める際、費用の額がその都度変動するようなものである場  
合は「実費」という形で定めても構いません。

## 留意事項について③

«指定サービス提供の一環として»

行われるものではないサービスの提供に要する費用»

- 費用の**使途、額、支払いを求める理由**を書面で明らかにすること。

21

また、「指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用」として徴収する場合の留意事項については、費用の使途、額、支払いを求める理由を書面で明らかにすることに留意していただき運用をお願いします。

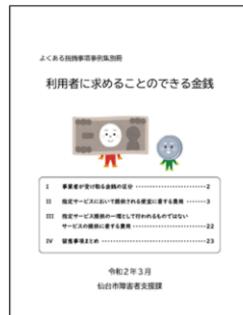
## 6. 参考資料について

---

22

最後に、参考資料について紹介します。

今回説明をした内容の詳細は、次の資料にて掲載しています。  
市ホームページからダウンロードし、確認をお願いします。



### 資料名

共同生活援助における利用者負担額等の受領にかかる取扱いについて

よくある指摘事項事例集別冊  
利用者に求めることのできる金銭

### 資料のホームページ掲載場所

仙台市トップページ > 事業者向け情報 >  
福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > サービスごとの留意事項 > **共同生活援助に関する通知等**

<https://www.city.sendai.jp/shisetsushien/jigyo/fukushi/fukushi/shogai/joho/gh.html>

23

本講義で説明をした内容の詳細は、次の2つの資料内に掲載しています。  
・共同生活援助における利用者負担額等の受領にかかる取扱いについて  
・よくある指摘事項事例集別冊 利用者に求めることのできる金銭  
の各資料の中で詳しい内容が記載されています。

どちらも市ホームページに掲載しているので、ダウンロードしていただき各自ご確認をお願いします。

私からの説明は以上となります。ご静聴ありがとうございました。